

平成26年度 研究報告書の概要

平成27年3月

全国都道府県教育長協議会

目 次

第1部会	
インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について・・・	1
第2部会	
学習や社会生活に困難を有する子供・若者に対する社会教育による支援の在り方 について ～社会生活を営むための「人とつながる力」の育成を中心に～・・・	7
第3部会	
I C Tを活用した教育を推進するための現状と課題について・・・	17
管理職の人材育成に向けた取組について・・・	23
第4部会	
インクルーシブ教育システム構築に向けた教育環境整備について・・・	27

※ 研究報告書の詳細版につきましては、全国都道府県教育委員会連合会ホームページ (<http://www.kyoi-ren.gr.jp/>) に掲載しておりますので、御参照ください。

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について (全国都道府県教育長協議会第1部会平成26年度研究報告書の概要)

I はじめに

障害者の権利に関する条約が、平成18年に国連において採択され、平成20年5月に発効した。我が国は、平成19年に同条約に署名し、関係法令等の整備を進め、平成26年1月に批准した。

教育については、中央教育審議会初等中等教育分科会において、障害のある者と障害のない者が共に学ぶという、同条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた教育制度の在り方等についての検討がなされ、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下「中教審報告」という。）が出された。

平成25年9月には、同報告の提言等を踏まえ、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された。これにより、教育委員会には、児童生徒の障害の状態等を考慮した総合的な観点から就学先を決定する仕組みや、転学に関する規定の整備、保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大等の実施が求められることとなった。

そこで、第1部会においては、平成26年度の研究課題を「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について」とし、各都道府県の現状や取組を把握し考察することを通して、今後の施策・事業の検討、また、国への要望・提案に資する研究に取り組むこととした。

II 調査概要

1 調査内容

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について

- (1) 教育支援委員会に関する取組について
- (2) 個別の教育支援計画、個別の指導計画について
- (3) 特別支援学級等への人的配置等に関する取組について
- (4) 専門性の向上について

2 調査対象

47都道府県教育委員会（回収率100%）

3 調査期間

平成26年8月

Ⅲ 調査結果とその分析

1 教育支援委員会に関する取組について

(1) 教育支援に関する機関の設置について

教育支援に関する機関を新たに設置した都道府県はなく、「これまでであった機関の名称を変更して設置した」、「名称は変更せず、これまでと同じ機関で行っている」が合わせて41県となっている。

「これまでであった機関の名称を変更して設置した」23県のうち、平成26年度に名称を変更した県が19県、「〇〇県教育支援委員会」とした県が15県となっている。

新たな機能を付け加えたのは19県であり、その内容は「市町村教育委員会への指導・助言」「一貫した支援の仕組み」「早期からの教育相談・支援」に係るものが多い。

教育支援に関する機関の委員とは別に専門の調査員を「置いている」が25県に対して、「置いていない」が19県であり、「検討している」が3県となっている。専門の調査員の活動内容は、主に「専門の事項に関する調査（心理検査や行動観察）の実施や判断資料の提出」となっている。専門の調査員を置いていない県は、専門アドバイザーや指導主事が情報等を収集するなど、都道府県独自の対応ができており、現状において、専門の調査員を置かなくても対応できている状況がうかがえる。

(2) 教育委員会と首長部局の連携した取組について

連携した取組を「行っている」が27県、「行っていない」が20県となっている。その内容は、「会議」が14県と最も多く、次いで「研修」が6県となっている。

(3) 市区町村に専門家を派遣する取組について

「教育委員会が行っている」が25県、「行っていない」が22県であり、「首長部局が行っている」県は見られない。

取組内容として、「特別支援学校のセンター的機能を発揮しての教員の派遣」、「指導主事等の派遣」、「巡回相談員の活用」などがあげられており、既存の仕組みを有効に活かして専門家の派遣に取り組んでいることがうかがえる。

(4) 市区町村教育委員会の就学相談や就学支援に係る関係者の資質・能力の向上を図るための取組について

46県と、ほとんどの都道府県が取り組んでおり、内容は、研修会や協議会の実施が多くなっている。

(5) 教育支援の在り方について市区町村教育委員会への周知に向けた取組について

47 県と、すべての都道府県で取り組んでおり、内容は、就学指導事務担当者を対象とした研修会や協議会での説明、臨時の説明会を実施して周知した県が多く見られる。

また、就学に関するリーフレット、教育支援や就学事務の手引きの作成や改訂をしている県も見られる。

(6) 「相談支援ファイル」の作成状況について

「作成している」のは28 県であり、「検討している」が3 県となっている。名称は「サポートファイル」や「相談支援ファイル」が多く見られる。

2 個別の教育支援計画、個別の指導計画について

(1) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式の提示について

「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の様式を、「両方とも示している」が28 県であり、「両方とも示していない」が9 県となっている。

また、「『個別の教育支援計画』の様式のみ示している」が7 県であり、「『個別の指導計画』の様式のみ示している」が1 県、「検討している」が2 県となっている。

何らかの様式を示している36 県は、通常の学級にも特別支援学級にも様式を示している県が多く、その様式を統一している県が多い。

(2) 合理的配慮についての記載欄をもうけた個別の教育支援計画の様式の提示と合理的配慮に係る研修の実施について

合理的配慮についての記載欄をもうけた個別の教育支援計画の様式を「示している」のは3 県であり、「検討している」は9 県となっている。

市区町村に対する合理的配慮に係る理解啓発や周知についての研修等には、35 県が取り組んでいる。

(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画以外の、関係者が共通理解を図れるような独自の取組について

14 県が実施しており、内容は、リーフレットの作成、相談支援ファイルの作成や活用、校種間の引継シートの作成や活用の他、インクルーシブ教育システムについて考える県民フォーラムを開催している県もある。

3 特別支援学級等への人的配置等に関する取組について

都道府県独自に予算措置して特別支援教育支援員を配置しているのは、26県であり、そのうち、対象校種を高等学校のみとしている県が20県となっている。

また、特別支援教育支援員の配置に関する施策(事業)があるのは、25県であり、そのうち対象校種が高等学校のみの県が16県となっている。

4 専門性の向上について

インクルーシブ教育システムの構築に向けた、新たな研修等の実施状況は、次のとおりである。

管理職の認識等を深めるための研修等を新たに行っているの、34県となっている。

通常の学級の担任の理解を深めるための研修を新たに行っているのは、34県となっている。

特別支援学級及び通級指導教室を担当する教員の専門性の向上を図るための研修を新たに行っているのは、38県となっている。

特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る取組(研修等)を新たに行っているのは、39県となっている。

4つの研修等をすべて行っている27県を含め、いずれかの研修等を行っているのが41県と、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、多くの都道府県で研修等が実施されている状況がうかがえる。

IV 今後の課題

1 教育支援委員会に関する取組について

取組が始まったばかりで、今後、早期からの一貫した支援等に向けて、この機関を有効に機能させていくことが必要であると思われる。

都道府県教育委員会と首長部局とが連携した取組については、実施している県の方が多く、主に「会議」において、早期からの一貫した支援体制の構築等について協議を行っている。

しかし、実施していない都道府県もあることから、連携方法について検討し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した教育相談体制の整備や、個別の教育支援計画等を有効に活用した引継の在り方等について検討することが必要であると思われる。

また、市区町村教育委員会単独で就学相談や就学支援に係る専門家の確保が困難な場合には、都道府県が専門家を派遣するなど、市区町村教育委員会のニーズに対応できるような、体制整備も必要であると思われる。

2 個別の教育支援計画、個別の指導計画について

幼・小・中・高等学校等で学ぶ障害のある幼児児童生徒に対する指導や支援の充実に向けた取組が進む現状はうかがわれるが、校種別に見ると、小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校における状況は課題があると言われていたので、幼稚園・高等学校における体制整備について、更に検討することが必要であると思われる。

また、市区町村教育委員会に対する合理的配慮に係る理解啓発や周知についての研修は、多くの都道府県で実施されていることから、合理的配慮の内容や取組についての関係者の理解は、研修等により徐々に深まりつつあるが、個別の教育支援計画に具体的に記載し、実践を検証する段階には至っていないことがうかがわれる。

現在、文部科学省が、研究指定の中で、「合理的配慮」に係る事例を収集している。その事例を踏まえ、各都道府県の実情に合わせた取組を充実させていくことが求められる。

3 特別支援学級等への人的配置等に関する取組について

独自に特別支援教育支援員を配置している都道府県が見られた。特に、高等学校に配置している県が多く、高等学校における発達障害等のある生徒の支援に係る特別支援教育支援員配置のニーズの高まりがうかがわれる。

今後は、国において、高等学校等における、障害のある生徒の教育的ニーズに応じた指導のための教職員の定数措置の改善や、制度的な整備について検討されることが望まれる。

4 専門性の向上について

インクルーシブ教育システムの構築に向けた、管理職などを対象にした新たな研修等は、多くの都道府県で行われている。

中教審報告において、特別支援教育に関する専門性の向上はすべての教員にとって必須であることや、管理職のリーダーシップや教育委員会指導主事等の役割が重要であり、教員を対象とした研修を充実していく必要があると指摘していることから、こうした方向性を理解した上で取組を進めていくことが求められる。

学習や社会生活に困難を有する子供・若者に対する
社会教育による支援の在り方について
～社会生活を営むための「人とつながる力」の育成を中心に～
(全国都道府県教育長協議会第2部会平成26年度研究報告書の概要)

I 研究の趣旨

国の教育振興基本計画では、4つの基本的方向性の一つである「学びのセーフティネットの構築」において、「学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援」が掲げられているところである。「困難を有する子供・若者」に対する支援は、各都道府県に共通する喫緊の課題であると言える。

現状では、例えば、学校教育部局による不登校の児童生徒に対する支援や、首長部局やNPO等各関係機関によるひきこもりやニートに対する就労・就職に向けた支援の取組等が行われているほか、子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）に基づき、「子ども・若者支援地域協議会」など関係機関のネットワークを形成する例も見られる。

今後、教育委員会としては、社会教育部局を中心として、関係機関のネットワークを通じた連携を図りつつ、困難を有する子供・若者を対象とした、社会生活を営むための「人とつながる力」の育成を中心とした施策が求められるところである。

このため、当部会では、全国都道府県及び市区町村教育委員会における、困難を有する子供・若者の支援に係る取組の現状を把握するとともに、先進的な事例を収集するため、特に社会教育部局による支援の取組及び関係機関のネットワーク等について調査することとしたものである。

II 調査概要

1 調査内容

- (1) 社会教育部局による、困難を有する子供・若者に対する下記ア～オの取組の有無とその内容（平成24～26年度）

ア	経済的、地理的条件が不利な子供への支援に係る取組
イ	不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組
ウ	障害のある子供・若者に対する支援に係る取組
エ	非行・犯罪に陥った子供・若者に対する支援に係る取組
オ	その他の取組

- (2) 今後、困難を有する子供・若者に対して、社会教育部局が関わっていく必要性の高い新たな取組について
- (3) 困難を有する子供・若者または関係者等、当事者からの要請やニ

ーズ等の把握について

- (4) 困難を有する子供・若者に対する支援に向けた関係機関のネットワークの有無(教育委員会社会教育部局が構成員となっているもの)
- (5) 関係機関のネットワークの必要性について

2 調査対象

- (1) 47都道府県教育委員会
- (2) 研究担当6都府県の市区町村教育委員会

3 調査期間

平成26年8月

III 研究のまとめ

1 調査結果の概要

- (1) 困難を有する子供・若者に対する社会教育部局の支援の取組について

ア 全体の取組状況及び今後の動向

困難を有する子供・若者に対する社会教育部局による支援に取り組んでいる都道府県は39(83.0%)、市区町村(調査対象:277市区町村)は140(50.5%)となっている。挙げられた取組件数は、都道府県で計101件、市区町村で計276件となっている。

今後関わっていく必要性の高い新たな取組では、都道府県、市区町村いずれも、「不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組」が最も多くなっている。

イ 区分別の取組状況及び今後の動向

区分別の取組の現状を見ると、都道府県では、「不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組」が、市区町村では、「障害のある子供・若者に対する支援に係る取組」が最も多くなっている。

(ア) 経済的、地理的条件が不利な子供への支援に係る取組

都道府県では、取組数は他の区分に比べて少なくなっている。取組事例を見ると、例えば、放課後子供教室において、経済的に困難を有する子供たちが利用しやすくなるような取組など、既存事業において「困難を有する子供・若者」に対応している取組も見られる。

市区町村でも、取組数は他の区分に比べて少なくなっている。取組事例の中には、経済的困難を有する子供に対する学習支援の取組等が見られる。また、「今後関わっていく必要性の高い新たな取組」を見ると、例えば、交通の不便な子供たちに対する

各種行事への送迎バスの運行や出張講座の開催等の取組が挙げられている。

(イ) 不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組

現状の取組数は、都道府県では他の区分と比べて最も多く、市区町村では2番目に多くなっている。

実施形態を見ると、都道府県では、社会教育部局単独で実施している取組が38.2%、学校教育部局との連携による取組が41.8%、NPOや地域団体との連携による取組が36.4%となっている。市区町村では、社会教育部局単独で実施している取組が32.5%、学校教育部局との連携による取組が30.0%、NPOや地域団体との連携による取組が36.3%となっている。

都道府県調査では、青少年教育施設等を活用し、自然体験や生活体験を通じた支援を行う取組が、20都道府県で34事業が実施されている。取組による成果として、不登校の子供たちに対する教育的効果（学校への復帰、達成感や自己有用感の涵養）のほか、保護者が参加する事業においては、ネットワークの形成といった成果も挙げられている。また、若者を対象とした取組については、公民館で若者の居場所づくりや就労支援に向けた相談に取り組む事業や、若者支援NPOのスタッフが中途退学者等の多い高校に出向いて面談等の支援を行う事業等が挙げられている。

市区町村調査の取組事例では、不登校の子供やひきこもりの若者の「居場所」の提供による支援、当事者や保護者の交流を通じた支援、自然体験活動等を通じた支援といった、「子供・若者」に対する直接的支援のほか、保護者と支援者の交流会や支援者のネットワークの形成等、間接的支援の取組が見られる。

(ウ) 障害のある子供・若者に対する支援に係る取組

都道府県では、「若者だけ」を対象とした取組は、21件の取組中2件のみであり、それ以外の取組は全て子供を対象とした事業となっている。

市区町村では、実施している市区町村の6割以上が、社会教育部局単独での実施となっているが、今後関わっていく必要性の高い新たな取組では、他部局・団体等との連携を期待する声が多くなっている。取組の内容を見ると、市区町村では、体験活動や交流の場の提供を通じた支援の取組や健常者との交流を通じた支援の取組あるいは保護者への支援の取組が見られるが、今後関わっていく必要性の高い新たな取組では、理解の促進等の啓発や環境整備に係る間接的支援の取組も見られる。

(エ) 非行・犯罪に陥った子供・若者に対する支援に係る取組

都道府県では、3都道府県で5件の実施となっており、他の区分に比べて取組数は少ない。

市区町村では、50市区町村で計57件が挙げられているものの、そのほとんどは、祭り等のパトロールや繁華街での巡回指導など、非行抑止、未然防止のための取組となっている。社会教育部局単独での実施が約半数を占めるが、NPOや地域団体との連携による取組も4割程度となっている。具体的取組事例では、例えば、警察等と連携し、問題傾向にある青少年に対し居場所を提供し、大人との関わりを通して重大な犯罪の発生を防ぐ事業等が見られる。

(オ) その他の取組

その他の取組として、都道府県では、11都道府県から計13件挙げられており、そのうち7件は家庭教育相談に関わる支援となっている。

市区町村では、25市区町村から計33件が挙げられており、啓発活動に関する取組のほか、外国人に対する日本語学習支援に関する取組が見られる。

(2) 困難を有する子供・若者または関係者等、当事者からの要請やニーズ等の把握について

当事者のニーズや意識を把握しているのは、15都道府県(31.9%)、56市区町村(277市区町村のうち20.2%)となっている。

ニーズの把握方法は、都道府県、市区町村とも、「関係機関との情報交換」が最も多くなっている。

把握しているニーズの内容としては、都道府県では、高校中途退学者やひきこもりの現状として、「どこでどのような支援が受けられるか分からない」、「活用できる社会サービスについての情報がない」といった内容が見られる。また、市区町村では、「当事者である若者の抱える課題は一様でない」、「支援が必要だが求めることができない方向けの訪問支援事業(アウトリーチ)」といった内容が見られる。

(3) 困難を有する子供・若者に対する支援に向けた関係機関のネットワークについて

ア 関係機関のネットワークの設置状況

関係機関のネットワークを有するのは、31都道府県(66.0%)、47市区町村(277市区町村のうち17.0%)となっている。

具体的な組織を見ると、ネットワークの設置主体については、都道府県では、首長部局が31件と最も多くなっている。市区町村では、教育委員会が29件と最も多くなっている。

イ 関係機関のネットワーク形成の必要性に対する意識

関係機関のネットワーク形成の必要性については、都道府県調査では、すべての都道府県が「必要性がある」（大いに必要性がある＋ある程度必要性がある）と回答、市区町村調査では、226市区町村（81.6%）が、「必要性がある」と回答している。

「必要性がある」とした理由については、都道府県、市区町村とも、「問題が多岐にわたっているので、多角的な取組が必要」、「情報共有が必要」といった理由のほか、「社会教育の観点が必要」、「人とつながる力を育成することは社会教育において重要」など、社会教育からのアプローチの必要性を述べる意見も見られる。都道府県では、連携する上での課題として、「事業内容の明確な分担や予算措置、人的配慮等が必要」、「プライバシーの保護の担保」等を挙げた意見も見られる。

「必要性がない」とした理由としては、市区町村で、「他部局の取組により対応が可能」、「社会教育部局として、取組の必要性を感じない」とする意見が見られる。

2 調査結果のまとめ

（1）社会教育部局における取組の現状及び今後の取組に対する意識について

今回、5つの区分に基づいて挙げられた取組事例については、それぞれ取組内容とともに「成果」と「課題」が示されていることから、各都道府県、市区町村が今後取組を実施する際の参考となるものと思われる。

ア 既存事業における対応について

子供・若者を対象とした一般的な既存事業において、困難を有する子供・若者について対応している事例が何件か見られる（例：放課後子供教室における経済的困難を有する子供等への対応など）。

イ 青少年教育施設等を活用した取組について

「不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者の対応に係る取組」については、都道府県の青少年教育施設等を活用した自然体験や生活体験を通じた支援の取組事例が多く挙げられ（20都道府県で34件）、また「今後関わっていく必要性の高い取組」としても、14都道府県が掲げているところである。取組の成果として、学校への復帰率が高いこと、達成感や有用感の向上につながったことなどが挙げられている。

ウ 直接的な支援及び間接的な支援の取組について

「不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退

学者の対応に係る取組」や「障害のある子供・若者に対する支援に係る取組」等では、当事者本人を直接の対象とする取組のほか、保護者や支援者を対象とした取組が見られる。

また、「障害のある子供・若者に対する支援に係る取組」については、理解の促進等の啓発や環境整備に係る間接的な支援の取組の必要性を認識していることがうかがえる。

エ 取組を行っていない理由について

「取組を行っていない理由」については、都道府県、市区町村とも、「他部局において既に実施している」、「ニーズや情報を把握していない」といった理由が多くなっている。また、市区町村では、「社会教育で取り組む必要性がない」、「人員、予算が不足」、「専門的知識が不足」といった理由も挙げられている。

(2) 当事者等のニーズ、意識の把握状況について

ア 当事者等のニーズの把握状況について

当事者等のニーズを把握している都道府県は約3割、市区町村では約2割となっている。

イ ニーズの把握方法について

ニーズの把握方法は、都道府県、市区町村とも、「関係機関との情報交換の中で」が最も多くなっており、(3)で述べる「関係機関とのネットワーク」の「必要性がある」とした理由（「情報を共有しておく必要がある」、「現状について関係機関が共有する必要がある」）と重なる部分が見られる。

ウ 把握しているニーズの内容について

把握しているニーズの内容については、「不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者の対応に係る取組」に関して、特に高校中退者について、「既存の支援サービスが届いていない」という現状も見られる。

(3) 関係機関のネットワークの現状と意識について

ア 関係機関のネットワークの有無について

関係機関のネットワークを有しているのは、都道府県で約3分の2、市区町村では2割弱となっている。都道府県では、青少年担当課等の知事部局が設置主体となっている例が多く、市区町村では、教育委員会が設置主体となっている例が多くなっている。

イ 今後教育委員会が連携して関わっていく可能性のある取組について

今後教育委員会が連携して関わっていく可能性のある取組を挙げた都道府県は、約3割に当たる14都道府県となっており、知事部局との連携を模索している例が見られる。

ウ 関係機関のネットワーク形成の必要性について

関係機関のネットワーク形成の必要性については、都道府県調査ではすべての都道府県が、市区町村調査では226市区町村（277市区町村中81.6%）が「必要性がある」と回答している。

「必要性がある」とした理由については、都道府県、市区町村とも、「問題が多岐にわたっているので、多角的な取組が必要」、「情報共有が必要」といった理由のほか、「社会教育の観点が必要」、「人とつながる力を育成することは社会教育において重要」といった意見が見られる。

また、市区町村からの意見の中には、「小さな市町村であるので、部局の連携と同時に他市町村との連携が必要」、「対象者も少なく、市単独では予算面等確保が難しい中、近隣市町村等と協働で事業を行う方が効率的である」といった意見も見られる。

「必要性がない」とした理由としては、市区町村で「他部局の取組により対応が可能」、「社会教育部局として、取組の必要性を感じない」とする意見が見られる。

3 今後に向けて

今後、「困難を有する子供・若者」に対する社会教育部局からの取組をより進めていくためには、以下の点が求められるのではないかと考えられる。

（1）既存事業における対応

市区町村においては、「取り組んでいない理由」として「人員や予算の不足」等を挙げている例も見られたことから、まずは、既存事業の枠組みの中で、「困難を有する子供・若者」への対応を考えることが必要ではないか。社会教育部局が担当する、公民館を拠点とした地域づくりや学校支援、家庭教育支援、放課後対策等の取組の中で「できること」があるのではないかと思われる。「新たな取組」を企画・実施するケースと比べ、内容を一部改善したり、取組を追加したりすることで可能となることから、より「取りかかりやすい方法」ではないかと思われる。

（2）新たな取組の構築（直接的支援と間接的支援）

「不登校、ひきこもり、ニート等の子供・若者及び高校中途退学者への対応に係る取組」において、特に都道府県の取組に多く見られた青少年教育施設等を活用した自然体験、生活体験活動を通じた支援等、困難を有する子供・若者を直接の対象とする取組については、各自治体の現状や当事者のニーズを踏まえた上で、新たな取組の構築も必要となるのではないか。

一方で、特に「障害のある子供・若者に対する支援の取組」等については、住民の理解を深めるための間接的な支援に係る取組も必要となるのではないか。

(3) 当事者、関係者等の的確なニーズの把握

いずれにしても、社会教育部局が困難を有する子供・若者の支援に取り組んでいくためには、まずは当事者や保護者等関係者のニーズを的確に把握し、それらを踏まえた取組を展開することが求められる。

ニーズの把握の方法としては、「関係機関のネットワーク」に参加し、それらを通じた各機関との情報交換によるほか、必要に応じて、アンケート調査の実施等も有効となるのではないか。特に、高校中途退学者やひきこもりの若者のニーズについては、実態がつかみにくいという現状も見られ、学校や他部局、NPO等との連携の上で、支援に対するニーズや意識を探っていくことが求められるのではないか。

(4) 関係機関のネットワークによる継続的な連携

「関係機関のネットワーク」については、多角的な取組の展開や情報の共有化と共に、当事者等のニーズの把握に向けても重要と思われる。既存のネットワークがある場合には社会教育部局として積極的かつ継続的に参加し、ネットワークがない場合であっても、社会教育部局において取組を行う際には、情報交換等の連携方策を考慮する必要があるのではないか。

なお、市区町村から「他市町村との連携による事業が効率的」という意見が見られたことから、市区町村相互の連携による取組も求められるとともに、都道府県と市区町村との役割分担を踏まえた連携についても考慮していく必要があると思われる。

(5) 困難を有する子供・若者に対する社会教育部局からの支援の必要性の認識

困難を有する子供・若者に対する支援の取組には、「社会教育の観点が必要」、「人とつながる力を育成することは社会教育において重要」といった意見に見られるように、学習や社会生活に様々な困難を有する子供や若者に対して、社会教育の視点からアプローチし、「人とつながる力」や「社会とつながる力」を身に付けさせていくことが必要ではないか。

その際、「社会教育行政の役割としては、『心や気持ちに対する相談に応ずる』、『居場所を確保する』、『勉強や進学、就職の相談に応じ手助けする』等のほか、職業スキル以前に、生活習慣等の基盤的

な資質・能力を身に付けさせることが要請されている」※ ことを十分認識した上で、各自治体の現状やニーズを踏まえた取組を展開していくことが求められるのではないか。

※ 全国都道府県教育長協議会第2部会平成26年度第2回研究協議（平成26年11月10日）における今野雅裕・政策研究大学院大学教授の講演より。

ICTを活用した教育を推進するための現状と課題について (全国都道府県教育長協議会第3部会平成26年度研究報告書の概要)

I 研究の趣旨

既に先進自治体では、各教室に無線LAN環境と電子黒板等が整備され、タブレット端末を児童生徒が1人1台持ち、そうした環境の中での授業が展開されている。

一方、各都道府県とも厳しい財政状況に置かれている中で、こうした環境を整備していくための費用対効果の検証、予算の確保等の課題も多い状況である。

については、こうしたICT教育環境整備の各都道府県の状況、整備に向けた考え方等を調査し、児童生徒1人1台のタブレット端末を活用した教育環境の整備を進めていく上での参考とするため、第3部会においては、平成26年度の【研究課題1】を「ICTを活用した教育を推進するための現状と課題について」とし研究を行ったものである。

II 調査概要

1 調査内容

- (1) 各教室に無線LAN環境と電子黒板等が整備され、タブレット端末を児童生徒が1人1台又はグループで1台持つ環境（以下「ICT教育環境」という。）の整備に対する方向性
- (2) ICT教育環境の整備状況
- (3) ICT教育環境活用の状況（程度）（授業への普及状況）
- (4) ICT教育環境の積極的活用に向けた教員に対する取組
- (5) ICT教育環境を活用した授業の効果又はその尺度
- (6) ICT教育環境を活用した教育効果の向上を導く授業の在り方の研究状況
- (7) ICT教育環境整備に向けて予算担当部署から示されている課題
- (8) ICT教育環境整備に向けて国に求めたい支援策

2 調査対象

47都道府県教育委員会（回収率100%）

3 調査期間

平成26年8月から9月まで

III 調査結果の概要

1 ICT機器等の現在の整備の現状

- タブレット端末の整備状況（高等学校）については、「一部の学校にグループでの活用が可能な台数を整備」が17県で最も多く、次いで「導入していない」が16県等となっている。「概ね全ての学校の生徒に1台ずつ整備」は1県の状況である。

- 電子黒板の整備状況（高等学校）については、「一部の学校の一部の教室に整備」が28県で最も多く、次いで「導入していない」が13県であり、「概ね全ての学校の全教室に整備」は、2県にとどまっている状況である。
- ICT支援員の配置状況（高等学校）については、「配置していない」が圧倒的に多く40県、次いで「一部の学校に1名を配置」が3県、「概ね全校に1名を配置」が2県となっている。

ICT教育環境において、授業の事前準備や授業を円滑に進めるための支援役であるICT支援員についても配置が進んでいない状況となっている。

- 特別支援学校でのタブレット端末の整備については、「概ね全ての学校に対し、グループでの活用が可能な台数を整備」と「一部の学校にグループでの活用が可能な台数を整備」がそれぞれ17県、「導入していない」は6県となっており、高等学校よりも整備が進んでいる状況である。この傾向は、電子黒板の整備についても同様である。

2 ICT教育環境活用の状況（程度）（授業への普及状況）

- 高等学校での現在のICT機器の活用状況は、「概ね全ての学校の一部教科で活用」が29県で最も多く、次いで「一部の学校の一部教科で活用」が11県となっている。ICT機器を活用していない県はなく、「概ね全ての学校の全教科で活用している」は7県となっている。
- 特別支援学校での活用状況は、「概ね全ての学校の一部教科で活用」が25県で最も多く、次いで「一部の学校の一部教科で活用」が13県、「概ね全ての学校の全教科で活用」が9県となっており、活用していない県はない。

3 ICT教育環境整備に向けた県立学校の方向性

- 「整備していく方針」の回答が10県で「検討中」が37県となっている。
- 「検討中」と回答した37県で、今後注視していく事柄は「国の支援策等の動向」が27県、「県の財政状況」が25県、「ICT教育環境を活用した授業の効果に関する研究結果」が23県、「先進自治体を含む他の自治体の動向」が15県等となっている。
- 「検討中」と回答した県では、この他にも教員のICT活用指導力やデジタル教科書等の開発状況など、多くの項目に注視していくとしている。

4 ICT教育環境の整備により解決が期待される教育現場の課題

- 「ICT機器を活用することによる授業づくりの効率化や児童生徒の能力、特性に応じた個別学習、また、課題解決に向けた主体的・協働的・探究的な学びの充実」、「生徒の学習意欲を高めるわかりやすい授業の実現」、「思考力や表現力など、これから重要となる学力の向上」等の記述回答が見られる。
- 「ICT機器の効果的・効率的な活用」が「学習意欲の向上」や「わかりやすい授業」、「個別学習・協働学習の充実」等に結びつき、その結果として「学習の質の改善による学力の向上」といった課題の解決が期待される。

5 ICT教育環境の整備をするにあたって特に解決が必要と考えられる課題

- 最も多かった回答は「予算担当部署のICT教育環境整備の必要性の理解と予算の確保」が42県、次いで「教員のICT活用指導力等の向上」が26県、「ICT機器を活用した授業の効果の明確化と評価の定着」が23県等となっている。
- 解決が必要な課題は、予算の裏付けとなる財政部門の理解と予算の確保、授業の中においてICT機器を使用し指導する側の教員のICT活用指導力、ICT機器を使用した授業の効果の明確化や評価の定着など、多方面に及んでいる。
- これらの課題については、相互に関連しているものと考えられ、ICT機器の投資に対する授業の効果の明確化や評価が定着していないため予算担当部署の理解が得られない、教員のICT活用指導力が担保されていないため予算担当部署の理解が得られないなど、今後は、課題に対する取組の優先順位付けとその対応が必要なのではないかと考えられる。

6 ICT教育環境の整備に向けた取組

(1) ICT教育環境の積極的活用に向けた教員に対する取組

- 全ての都道府県が、ICT教育環境の積極的活用に向けた教員に対する取組を実施しており、研修実施機関（教育センター等）でICT機器の活用等の研修を実施している。一方で、「学校内で研修を実施するよう指導や校内研修の支援を実施」や「担当指導主事やICT支援員を学校へ派遣し研修等を実施」といった校内での取組に対する指導や支援を実施している都道府県も見られる。

(2) ICT教育環境を活用した教育効果の向上を導く授業のあり方の研究状況

- 「研究している」と回答した県が31県と約7割の県が研究を実施している。
- 「モデル校を指定し研究を行っている」が20県で最も多く、次いで「学校内で自主的に研究している」の12県、「国や先進自治体等の情報収集をしている」が10県、「大学等と連携し研究をしている」との回答も7県となっている。
- 半数以上の16県が、2つ以上の項目の回答を選択している。

(3) ICT教育を促進するために市町村教育委員会に対し実施している取組

- 全ての都道府県が市町村教育委員会に対する取組を行っている。
- 「教員等に対する研修会の実施」が37県と最も多く、次いで「先進事例等の紹介やICT活用に関する研究等」が20県、「県・市町村合同の推進会議等の実施」が10県等となっている。
- 市町村とも連携を図りながら、都道府県全体としてICT教育を推進し

ていこうとする姿勢がうかがわれる。

(4) 予算担当部署から示されている課題及びその解決に向けての取組

- 「投資に対する費用対効果の測定」が14県、「ICT教育環境整備に対する将来的な事業構想の方向性や整備計画の策定」が13県、「学力向上等、児童生徒への効果」が12県等となっている。
- 財政担当部門であるため、費用対効果や整備に対するイニシアル又はランニングコスト面を注視しているのではないかと考えられる。
- 課題に対する取組としては「国や先進自治体の動向等の情報を収集している」が12県、「試行的にICT機器を導入したモデル校等を指定し授業での活用や効果の検証等を行っている」が11県等となっている。
- 「その他」の回答としては、「ICT機器の活用時間数を年1回調査」、「国や県独自の実態調査（ICT利活用に向けた研修の教員割合、授業がわかるようになった生徒の割合等）による検証」等の記述回答が見られた。

7 ICT教育環境を活用した授業の効果又はその尺度

- 小・中・高等学校、特別支援学校の全ての校種において「児童生徒の学習意欲の状況」が、それぞれ39県、28県、37県と最も多い回答となっている。
- 小・中学校、特別支援学校が圧倒的に「児童生徒の学習意欲の状況」の回答が多いのに比べ、高等学校では「児童生徒の学習意欲の状況」（28県）に次いで、「生徒の思考力・判断力・表現力等の育成状況」が27県と僅差の回答数であることが特徴として挙げられる。

8 ICT教育環境整備に向けて国に求めたい支援策

- 「財政支援（補助事業）」が31県と最も多く、次いで「活用事例や方法、教材のデータベース化等による情報提供機能の充実」が27県、「ICT教育環境を整備することによる学力向上等の効果や評価等の検証」が26県等となっている。
- 約7割の県が補助事業による財政支援を求めたいとしている一方で、情報提供機能の充実や学力向上等の検証についてもさらに進めて欲しいとの意向となっている。
- 財政支援の「地方交付税」については、「児童生徒1人1台タブレットパソコン整備費の拡充」、「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画の延長」等の記述回答が見られる。
- 「補助金」については、「児童生徒1人1台タブレットパソコン、実物投影機、無線LANの整備費の補助」、「ICT支援員雇用のための補助」、「平成21年度に国の補助により整備した機器の更新のための補助」等の記述回答があった。
- 「その他」としては「デジタル教科書の採用」、「ICT環境整備における

標準整備数（状況）を作成し義務化する」といった回答が見られる。

9 まとめ

- ICT教育環境は、一部の県を除き、タブレット端末、無線LAN環境、電子黒板等の整備が進んでいない状況である。
- 都道府県教育委員会では、ICT教育環境の積極的な活用に向けて、「教員のICT活用指導力向上のための研修」など、様々な取組を実施している。また、ICT教育環境活用による効果等の向上を導く授業の在り方の研究についても「モデル校の指定による検証」などの研究も実施している。さらにICT教育環境の整備に向けて、予算担当部署から示されている課題もあり、その費用対効果の測定等、様々な課題はあるが、その課題の解決に向けた取組も実施している状況である。
- 今後の整備の方向性については「検討中」としている県が多いが、都道府県教育委員会では、市町村教育委員会への支援を含め様々な取組を実施しており、ICT教育環境整備を後押しするため、国には、引き続きICT教育環境導入の効果・評価等の検証や研究事例の蓄積とともに機器整備等のための財政的な支援等を期待している状況である。
- 本研究が今後の各県におけるICT教育環境の整備を検討する上で、参考となれば幸いである。また、今回得られた調査結果を全国都道府県教育委員会連合会の要望活動に反映させる等して、ICT教育環境の整備を進めていきたい。

管理職の人材育成に向けた取組について
(全国都道府県教育長協議会第3部会平成26年度研究報告書の概要)

I 研究の趣旨

社会が急激に変化し、先行き不透明な時代にあつて、学校を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、各学校において学力向上の取組、いじめ・不登校への対応、英語教育・情報教育・特別支援教育・キャリア教育等様々な課題が学校教育に集約されてきている。これらの課題を解決するためには、管理職がリーダーシップを発揮し、学校経営を進めていくことが重要である。

また、ほとんどの都道府県において教員の大量退職を迎えているが、その対応は少子化の影響の大小により様々である。しかしながら、教員の年齢構成のバランスが崩れていくという点においては共通の課題である。

そこで、平成26年度の【研究課題2】を「管理職の人材育成に向けた取組について」とし、管理職に求められる資質能力を明確にするとともに、管理職や管理職候補の年齢構成、人材育成や人材確保など、各都道府県の現状や取組を把握し考察することで今後の施策・事業の検討や国への要望等の参考とする。

II 調査概要

1 調査内容

(1) 管理職に求められる資質能力およびその向上策について

- ① 管理職に求められる資質能力
- ② 管理職に今後伸ばす必要のある資質能力
- ③ 管理職の資質能力を伸ばす方策

(2) 管理職の現状について

- ① 管理職・教育委員会在籍者の年齢別構成
- ② 早期退職の現状
- ③ 管理職および新任管理職の平均年齢の経年変化
- ④ 行政経験のある管理職の割合
- ⑤ 教頭の定年退職者数

(3) 管理職の人材確保について

- ① 管理職希望者の増減の傾向について
- ② 管理職の人材確保についての課題
- ③ 課題の解決方策

(4) 管理職と再任用制度について

- ① 管理職の再任用の状況について
- ② 管理職としての再任用について

2 調査対象

47都道府県教育委員会（回収率100%）

3 調査期間

平成26年8月から9月まで

III 調査結果の概要

1 管理職に求められる資質能力およびその向上策について

管理職に求められる資質能力では、校長、教頭とも「教育に対する識見・情熱」、「リーダーシップ」、「教職員の人材育成」が重視されており、さらに校長では「ビジョンを明確にし教職員に浸透させる力」や「危機管理能力」が、教頭では、「ビジョンを具体化し実行する力」や「人間関係調整力」が重視されている。

今後伸ばす必要がある資質能力としては、校長、教頭とも「危機管理能力」、「教職員の人材育成」が特に多く挙げられている。また、校長では、「ビジョンを明確にし教職員に浸透させる力」、「教職員を評価する力」が、教頭では、「ビジョンを具体化し実行する力」が多く挙げられており、校長と教頭の資質能力についての共通点や相違点がよく分かる。また、多くはないものの、多様な能力が求められていることが分かる。

資質能力を伸ばす方策という点では、「管理職の意識改革」が校長、教頭とも最も多く、次いで「管理職向けの研修の増加」や「校長会・教頭会の取組支援」が多い。このことから、まず、管理職の意識が課題であると認識されていることが明らかになった。

また、「管理職の負担軽減」を挙げるところも半数近くに上っており、実効ある対策を検討する時期にきていると考えられる。

資質向上のための研修等の実施については、各都道府県でそれぞれ工夫されていることがうかがえるが、特徴的なものとして、大学や教職大学院との連携や管理職の派遣、「管理職塾」の開催、新任校長サポートデスクの設置や電話相談の実施、「学校コンサルチーム派遣事業」という取組もあり参考となる。

2 管理職の現状について

年齢別教員数の分布は、都道府県や校種によって違いが見られたため、分布の形状でいくつかの型に分類した。分布の型によって、大量退職を迎える時期や管理職候補が少なくなる時期が異なるため、現在の課題や今後予想される課題には、それぞれの型毎に共通したものと推察される。

また、多くの都道府県において、年齢別教員数のピークが50歳代にあり、新任校長、新任教頭の平均年齢も高くなってきている。それに伴って、管理職としての在職年数も短くなってきていることが推察される。また、小・中学校においては、校長に昇任せず、教頭で定年退職する者も年々増加する傾向にある。管理職の資質能力を高めるためには、一定の在職年数を確保することは重要であり、計画的な登用が望まれる。

早期退職者の現状については、全国的な傾向として、どの校種でも40歳代半ばから、年齢別の女性教員の割合が少なくなる傾向が見られる。これは、女

性教員の早期退職が大きな要因ではないかと考え、現在60歳の女性教員数を、10年前の50歳の女性教員数と比較した。この結果、特に小・中学校ではこの10年の間に半数以上の女性教員が早期退職していることが明らかになった。

行政経験のある管理職の割合については、各都道府県や校種によってばらつきがあるものの、校長のほぼ半数が経験していることから、教育委員会事務局等への登用は管理職の人材確保のための一つの要素として重要であると考えられる。

3 管理職の人材確保について

管理職の人材確保における課題や問題点については、「女性で管理職を希望する者が少ない」、「女性の管理職が少ない」、「管理職の質を向上させること」、「管理職の質を保つこと」が特に多く、次いで「管理職の責任が増大」となっている。また、多くはないが「管理職として退職した後の保障がない」、「管理職の魅力が低下した」ことを挙げているところもあり、管理職候補者の不足が切実な課題となっている状況がうかがえる。教頭の登用数に対する希望者の状況からも、時期の差はあるものの多くの都道府県で、管理職の確保が難しくなってきていることが明らかになった。40歳代半ばからの女性教員の早期退職者は、管理職の人材確保における課題の一因となっていると考えられる。

課題解決のための方策については、「管理職候補の研修を充実する」、「管理職候補者を積極的に掘り起こす」、「女性管理職候補への支援体制をつくる」の順に多く、「管理職の処遇を改善する」ことを挙げる都道府県も半数近くに及ぶ。今後は、女性管理職候補への具体的な支援体制や管理職の処遇の改善について検討が必要であろう。

4 管理職と再任用制度について

管理職としての再任用については、「実施」、「実施予定」、「検討」と回答した15県の多くが、管理職候補となる年代の教員が他の年代に比べてかなり少なく、管理職の確保が難しくなっているものと推察される。

また、管理職を退職後、教諭として再任用された場合の業務内容を見ると、教科指導の他に、初任者等教員の指導に当たっている割合が高い。ただし、管理職の再任用者数は、管理職の退職者全体数と比べると少なく、有効な活用が望まれる。

5 おわりに

今回の調査研究では、管理職の人材育成と人材確保をテーマとし、各都道府県からのアンケート結果や年齢別教員数の分布などを基に考察を行った。

管理職の「今後伸ばす必要のある資質能力」として「危機管理能力」、「教職

員の人材育成」が多く挙げられていることは、学校を取り巻く多様化・複雑化した課題への対応やこれからの学校教育を支える人材の育成が急務となっていることの現れであると考えられる。また、「資質能力を伸ばす有効な方策」として、「管理職の意識改革」が最も多く挙げられており、管理職の人材育成を進める際の視点として重要である。

管理職の人材確保については、次のような取組が必要であることが本調査から見えてきた。

一点目は、中堅教員層の研修を充実させ、早い時期から管理職候補としての自覚を持たせること。二点目は、女性管理職候補への支援体制をつくること。三点目は、教育委員会事務局等に登用することで教育行政を経験させ、管理職候補として育成すること。四点目は、処遇の改善や負担の軽減を図るなど、管理職の魅力を示すこと。併せて、優秀な管理職を引き続き管理職として再任用するなどし、そのノウハウを継承するための取組を推進していくことが求められる。

各都道府県で、人材育成や人材確保の様々な取組がすでに始まっているが、全国的な課題として位置付け、それぞれの取組を交流しながら、実効性のあるものとしていくことが望まれる。

インクルーシブ教育システム構築に向けた教育環境整備について (全国都道府県教育長協議会研究部会第4部会平成26年度研究報告書の概要)

I 研究の趣旨

平成25年9月に学校教育法施行令の一部改正が行われるなど、共生社会の形成に向けて、障害のある子供とない子供が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築が推進されている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。子供一人一人の学習権を保障する観点から、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意する必要がある、それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要となる。

そこで、第4部会では、平成26年度の研究課題を「インクルーシブ教育システム構築に向けた教育環境整備について」とし、多様な学びの場における教職員などの確保、通級による指導の一層の充実、学校間連携による地域の教育資源の活用、特別支援学校のセンター的機能の一層の活用、交流及び共同学習の推進などについて、各都道府県の現状や取組を把握し考察することで、今後の各都道府県における施策・事業の検討や国要望等に役立てるため、調査・研究を行った。

II 調査概要

1 調査内容

- (1) 公立小・中学校における特別支援学級及び通級指導教室の現状、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員及び看護師の配置について
- (2) 県立特別支援学校における地域の特別支援教育センターとしての機能及び居住地校交流について

2 調査対象

47都道府県教育委員会（回答率100%）

3 調査期間

平成26年9月

Ⅲ 調査結果の概要

1 公立小・中学校における特別支援学級の現状について

公立小・中学校における特別支援学級の教職員の配置については、基礎定数のみで配置している県が38県（80.9%）で、多数を占めている。標準法に定める学級編制基準の改善や教職員の定数措置の充実・改善が必要とされている。

特別支援学級における複数教員による指導を実施している県は18県あるが、そのうち12県（66.7%）は基礎定数のみで実施している。そのため、児童数・学級数の急増により教職員の数が足りなくなり、要望に応えきれていないとの課題が多く挙げられている。特別支援学級における教員の複数配置については、37県（78.7%）が必要と考えている。多数在籍学級等において、個別の障害の状況、教育的ニーズに対応するために、複数配置が必要とされている。

2 公立小・中学校における通級指導教室の現状について

公立小・中学校における通級による指導対応のための教職員について、その定数の充実が必要と考える県は45県（95.7%）で、多数を占めている。対象児童生徒の増加、特に通常の学級に在籍するLD（学習障害）及びADHD（注意欠陥多動性障害）等の児童生徒の増加に対応して、適切な指導及び支援を行うために、教職員定数の充実が必要とされている。

LD及びADHD等の指導対応のための通級指導教室が設置されていない市町村がある県は42県（89.4%）で、多数を占めている。

自らの在籍している学校で通級による指導を受けられるようにする施策について、35県（74.5%）が進めていると回答している。通級による指導を行う学校を増やしたり、教員の巡回による指導等を行ったりすることにより、環境整備を図っている。自らの在籍している学校以外の場で行う「他校通級」では、児童生徒の移動による心身の負担や移動時の学習が保障されないなどの課題があり、自校通級を可能とする施策の推進が求められている。通級による指導対応のための教職員の加配定数の増、あるいは基礎定数化が必要とされている。また、巡回指導の在り方の検討も必要とされている。

3 公立小・中学校における特別支援教育コーディネーターの配置について

公立小・中学校における特別支援教育コーディネーターの負担軽減対策を県として行っているのは7県（14.9%）だけである。特別支援教育コーディネーターによる支援の連続性の確保が、障害のある児童生徒の一人一人に対する支援の「質」を一層充実させるために求められ、その重要性が増しているが、公立小・中学校における特別支援教育コーディネーターは専任ではなく、他の校務と兼務しているため負担が大きい。その負担軽減のため、基礎定数化や専任化が必要とされている。

4 公立小・中学校における特別支援教育支援員の配置について

公立小・中学校における特別支援教育支援員の配置について、国の財政措置による配置以外に県費で独自に配置しているのは、6県（12.8%）だけである。財政面での課題があるとする県が多く、県による補助金を市町村から求められているとの回答もあり、国による財政措置の充実や補助制度の創設が求められている。

5 公立小・中学校における看護師の配置について

公立小・中学校に在籍する児童生徒に対する医療的ケアに対応する看護師の配置について、県費で配置しているのはわずか2県（4.3%）である。医療的ケアの観点から必要に応じて看護師を確保していく必要があるが、財政面での課題があるとする都道府県が多く、国による財政措置が求められている。また、看護師の確保が困難であることを課題とする都道府県も多く、看護師を確保する仕組みの検討も求められる。

6 県立特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの状況について

特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの配置については、34県（72.3%）が国の加配措置を用いて行っているが、標準法における基礎定数や県独自の事業のみで配置している県も12県（25.5%）にのぼる。また、コーディネーターの専任配置ができていない学校のある県は41県（87.2%）にのぼる。特別支援学校では小・中・高等学校からの相談依頼件数が増加しているため業務が拡大し、担当教員の負担が増加している現状があり、専任の特別支援コーディネーターの全校配置・基礎定数化が望まれる。

特別支援教育コーディネーターの複数配置については、37県（78.7%）で行っているが、そのうち、全て専任の配置で行っているのはわずかに2県（5.4%）である。地域のニーズに応えることのできる専門性を確保し、多様な相談内容に対応するには、チームとして機能することが求められ、そのために専任での複数配置が必要である。

7 県立特別支援学校のセンター的機能の状況について

センター的機能を主として担当する分掌・組織の設置については、全県にそのような分掌・組織を持つ学校が設置されている。特別支援学校では、センター的機能を設けることにより、相談依頼件数が増加し、業務内容は多様化している。そのためコーディネーターの負担が増え、担当分掌の職員だけでの対応は難しくなっている。

障害のある幼児児童生徒への指導・支援については、自校以外の子供にも直接的な指導をしている県は41県（87.2%）にのぼり、実施内容は特別支援学校での通級指導教室、特別支援学校での教育課程外での指導、小中学校を

巡回しての教育課程外での指導、通級指導教室での巡回指導の順で多くなっている。児童生徒の在籍校や家庭との連携、また指導する教員の人員不足等が課題として挙げられている。

障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供であるが、プール、体育館、教室などの施設については36県（76.6%）で貸し出しを行っている。また、教材の貸し出しについては44県（93.6%）の県が、ICT機器の貸し出しについては36県（76.6%）が実施している。しかし、物品の絶対数の不足、管理上の問題があるなどして、地域の要望の全てに答えられている状況ではない。また、ICT機器については貸し出しができるほど整備されていないと答えている県も多数あった。

8 特別支援教育の地域化について

特別支援教育の地域化に向けた分校や分教室の設置については、分校については16県（34.0%）、分教室については14県（29.8%）が設置を進めている。特別支援学校の無い地域に分校・分教室の設置を進めるとともに、特別支援学校の大規模化にも対応している。分校や分教室における特別支援教育コーディネーターの配置状況については、分校においては、コーディネーターの配置はほぼ全県で行っているが、専任での配置は半数以上の県で行っていない。分教室にいたっては、8割以上の県で専任配置がなされていない。分校や分教室のコーディネーター配置の必要性を認めながらも教職員の数が限られている現状では難しい。さらに、配置数が限られ、校内の業務が主となっている現状の中、分校や分教室単独では地域の支援体制を構築することは難しい。

9 居住地校交流について

特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地校交流に参加する際に移動の介助を行う介助員の配置については、配置している県は全くなく、保護者もしくは教職員によって大部分は行われている。また、引率教員の補充人員についても人員配置している県はわずかに4県（8.5%）である。保護者が働いている場合は介助に付けない場合もあり、人的配慮があれば交流事業が進むことも考えられる。

10 教職員等の専門性の確保・向上

教職員等の専門性の確保・向上が必要であると、多くの都道府県が回答している。

インクルーシブ教育システム構築のためには、管理職も含め、すべての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。

特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手

であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きいことから、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要とされる。

11 今後の課題について

調査の結果から、特別支援教育を必要とする児童生徒数は毎年増加しており、必要な人員配置が追いついていない状況、教職員等の専門性の確保・向上が必要とされている状況が改めて確認された。都道府県が独自事業で教職員等を配置している例もわずかではあるが見られるが、財政的課題や専門性のある教職員等が確保できないといった問題があり、全ての要望には応えられていない状況である。

特別支援教育に係る国の予算は拡充してきているところであるが、需要に追いついていない実態が改めて確認された。

特別支援学級の編制基準の改善、通級による指導対応のための教職員定数の改善、特別支援教育コーディネーターの専任化・基礎定数化などによる負担軽減、特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充、看護師の定数措置あるいは配置に係る財政措置の充実、教職員等の専門性の確保・向上、県立特別支援学校がセンター的機能を果たすための人的配置拡充や施設・設備の充実、特別支援学校の分校や分教室設置に対する支援、居住地交流を進めるための人員の確保について、今回の調査結果を、全国都道府県教育長協議会の要望活動に反映させるなどして、課題解決を目指していきたい。

平成26年度研究報告書の概要

全国都道府県教育長協議会

平成27年3月発行

編集・発行 全国都道府県教育委員会連合会
〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-3-1
尚友会館
電話 03-3501-0575
